

令和●年(●)第●●号 報酬請求事件
原告 株式会社 ● ● ● ●
被告 ●●●●●●●●●●●●●●●● 株式会社
(次回期日;令和●年●月●●日)

準備書面 A

令和●年●●月●●日

●●地方裁判所●●支部 御中

原告 株式会社●●●● ●●●●

第一 原告と被告及び●●電力●●●●●●●●株式会社との間の対応経緯について

別紙「被告●●●●●●●●●●●●●●●●(略称;●●●●)への業務支援に関する経緯一覧表(2023.01.26~2024.10.31)」の通りである。

第二 上記資料内に記述された被告の認否及び説明に対する原告の追加説明について

別紙「被告●●●●●●●●●●●●●●●●(略称;●●●●)への業務支援経緯一覧表に関する被告の認否及び説明に対する原告の追加説明」の通りである。

第三 交渉に伴う業務量の過少評価について

別紙「質疑応答」は(株)●●●●が仲介していた際の交渉経緯であるが、このレベルの交渉であれば被告側の技術者でも可能かと思うが、●●電力●●●●●●●●(株)の回答を受けて4539万8030円を53万2293円にまで、どのような手段で交渉を進め、どの程度の時間で減額できるかの説明を基に過大といった評価に繋がる根拠を求める。

なお、交渉相手は●●電力●●●●●●●●(株)配電設計部門の担当者が費用対効果を比較検討した中で、最も優れた工事仕様として複数の審査を経た見積書であることを前提として、それを遥かに上回る提案か若しくは交渉相手を圧倒する程の知見を示すと共に、ソーラーシェアリングの建設が地域貢献に繋がることの有益性を交渉相手に伝わるよう変電所のあるべき姿を問うて組織化された体制に風穴を開ける必要がある。

第四 依頼元の経済的利益について

業務委託契約書の第2条(業務委託料)1-(2)系統接続に要する工事負担金等に伴うコスト削減報酬として、①工事費負担金の基準は1kWあたり1万円とする、②工事負担金の基準に対し、依頼元の経済的利益が3000万円超過~3億円以下の場合、5%+75万円との記述に関し、弁護士法での経済的利益とは「訴訟や交渉で依頼者が得た金銭または免れた債務の額を差し、着手金や報酬金の算定基準となる金額」であり、経済的利益の算出基準は「金銭的請求をされた場合;相手の請求額から減額された金額」との位置づけで定めているので、被告の解釈を正当化するための明確な定義を求める。

以上